

杉並区自転車活用推進計画の策定方針の一部変更について

区はこれまで、杉並区自転車活用推進計画（以下「本計画」という。）の策定方針に基づき、本計画の策定に向けて、検討を進めてきたところです。

この策定方針について、検討の過程で寄せられた区民意見や、上位計画である杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）等との関連も踏まえて、以下のとおり一部変更して、本計画の策定に取り組むこととしたので、報告します。

1 策定方針を一部変更する理由

令和4年度に実施した区民との意見交換会等において、シェアサイクルの更なる普及や自転車駐車場の電子化を希望するといった区民意見があり、自転車に乗りやすい環境の整備に向けて、これまで以上に区民意見や専門家の意見を取り入れた計画としていく必要が生じている。

また、令和5年度を始期とする杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）や杉並区地域公共交通計画を踏まえて、より上位・関連計画と整合性を図る必要が生じている。

2 策定方針の変更箇所

	新	旧
(1) 策定方針	(追加) ・ <u>計画策定に当たっては、計画の策定過程において区民等の参画を推進することで、区民意見や専門家の意見を取り入れた計画とする。</u>	—
(3) 計画期間	計画の始期は令和6年度とし、終期は新たな総合計画や都計画との整合性を図るため、令和12年度とする。	計画の始期は令和5年度とし、終期は新たな総合計画や都計画との整合性を図るため、令和12年度とする。

3 その他

現在の自転車利用総合計画及び自転車ネットワーク計画は、計画の終期を令和4年度から令和5年度へ変更する。

4 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和5年12月 計画（案）を都市環境委員会へ報告
区民等の意見提出手続の実施
- 令和6年3月 計画策定
- 6月 都市環境委員会へ報告

都市環境委員会資料
令和3年11月24日
都市整備部土木管理課
都市整備部杉並土木事務所
都市整備部交通施策担当

杉並区自転車活用推進計画の策定方針について

区はこれまで、「杉並区自転車利用総合計画」や「杉並区自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車の利用環境の向上に取り組んできました。こうした中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持及び国民の健康増進等を目的として、平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、地方公共団体に対して、市区町村自転車活用推進計画を定める努力義務が課せられたところです。

このような状況を踏まえ、自転車活用の更なる推進を図るため、以下のとおり、「杉並区自転車活用推進計画」を策定することとしたので、報告します。

1 策定方針等

(1) 策定方針

- ・東京都自転車活用推進計画を勘案し、区の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めた計画とする。
- ・今後策定される杉並区地域公共交通計画や第11次杉並区交通安全計画等の関連する計画との整合性を図る。
- ・これまでの「杉並区自転車利用総合計画」及び「杉並区自転車ネットワーク計画」については、この計画に包含することとし、自転車活用に関する施策を総合的かつ一体的に推進する。

(2) 計画の位置付け

自転車活用推進法第11条に基づく市区町村自転車活用推進計画として、区の自転車活用に関する施策の最上位の計画に位置付ける。

(3) 計画期間

計画の始期は令和5年度とし、終期は新たな総合計画や東京都自転車活用推進計画との整合性を図るため、令和12年度とする。ただし、自転車に関する施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 策定に向けた進め方

杉並区自転車等駐車対策協議会等において意見聴取を行うほか、自転車活用に関する実態を把握するため、区民アンケート調査を実施する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	12月以降	自転車活用に関する区民アンケート調査の実施
令和4年	11月	計画案策定、都市環境委員会へ報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和5年	2月	計画策定、都市環境委員会へ報告